

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 8 年 第 7 回 6 月 定 例 会					
招集年月日	令和8年6月25日（木）		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2 A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	6月25日（木）	午後 2時00分	教育長	渡 辺 充
	閉会	6月25日（木）	午後 2時30分	教育長	渡 辺 充
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理人	鹿 山 高 彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡 辺 充				
2	鹿 山 高 彦				
3	大 竹 洋 平				
4	大 木 華 子				
5	田 口 路 子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長		諸貫 忠秋	書記長	守 裕平	
生涯学習部長兼参事		長島 浩司	書記次長	阪本 康秀	
学校教育部長		嶋村 理彦	書記	上野恵美子	
学校教育部次長		山崎 博司			
生涯学習部次長兼文化財保護課長		磯貝 和実			
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		松田 正			
生涯学習部次長兼郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育総務課長		守 裕平			
教育指導課長		大野 三佳			
学校給食センター所長		柿沼 誠			
教育支援センター所長		篠田 豊和			
生涯学習課長		近藤 隆洋			
スポーツ振興課長		伊藤 賀章			
教育文化センター所長兼中央公民館長		蓮沼 義典			
生涯学習部副参事		岡田 安弘			
学校教育部副参事		亀山 友宏			
学校教育部副参事		星野 俊介			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況	議案第37号 行田市公立学校通学区 域に関する規則の一部 を改正する規則につい て	教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いす る。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は1名である。	
		教育長 今回は、議案6件である。 非公開とすべき案件はないため、すべて公開としてよいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、5月定例会の会議録について事務局に報告を求め る。	
		書記次長 5月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
		教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育総務課長 本案は、学校再編に伴う通学区域の変更を行おうとするものであ る。現在、西小学校の児童は卒業後、西中学校と忍中学校に進学する 「分散進学」となっている。「行田市義務教育学校設置に向けた再編 計画」では、新校の通学区域を現在の中学校区の組み合わせにより定 めることとしているため、現状では忍中学校に進学した児童はBブ ロック新校に通学することとなる。Bブロック新校は教育文化センタ ーみらいの南側を予定していることから、当該通学区域の児童生徒の	

	議案第38号 行田市社会教育委員の 委嘱について	通学距離がこれまでより延伸し、通学の負担・安全確保・小中一貫教育の効果の観点で課題がある。そのため、従来、西小学校から忍中学校に進学していた当該地区の通学区域について、西小学校から西中学校への変更を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。 改正内容として、忍中学校の通学区域から、城西4丁目、城西5丁目、持田1丁目、持田2丁目の一部（3番、6番～10番、13番～17番）の区域を除き、「大字持田の一部（西中学校の通学区域を除く区域）」を「大字持田の一部（555番地～558番地、629番地～655番地、699番地～730番地、767番地～788番地、812番地、813番地、974番地～1358番地、3717番地～3923番地、6508の3番地～6526番地）」に改めるものである。これに伴い、西中学校の通学区域に、城西4丁目、城西5丁目、持田1丁目の区域を加え、持田2丁目の一部（3番、6番～10番、13番～17番）を持田2丁目に改める。また、「大字持田の一部（1番地～550番地、563番地～623番地、661番地～695番地、739番地～750番地、814番地～899番地、910番地～911番地、1595番地～1741番地）」を「大字持田の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）」に改めるものである。 附則として、施行期日は、令和9年4月1日とするものである。 なお、通学区域が変更となる地区においては、令和11年度までに限り、指定学校変更の手続きをすることで、従前の指定校である忍中学校への入学を認めることとする。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 生涯学習課長 本案は、社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をするものである。学校教育関係者から2名、社会教育関係者から8名、家庭教育の向上に資する活動を行う者から2名、学識経験者から3名で合計15名を選出している。15名中、新任が7名、再任が8名となっている。任期は、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間である。
--	---	---

	議案第 39 号 行田市スポーツ推進審議会委員の任命について	教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 生涯学習部副参事 本案は、推薦いただいている組織の人事異動等に伴い、新たに 2 名の委員を委嘱するものである。任期は、行田市スポーツ推進審議会条例第 5 条の規定により、前任者の残任期間となる令和 9 年 6 月 30 日までとする。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 議案第 40 号 行田市公民館運営審議会委員の委嘱について 教育長提案、書記次長議案朗読 中央公民館長 本案は、行田市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たな委員の委嘱についてお諮りするものである。行田市公民館運営審議会条例第 3 条第 1 項の規定により、各選出母体から推薦を受けた学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の区分に該当する者、計 22 名を委嘱しようとするものである。なお、22 名の内訳は、新任 9 名、再任 13 名である。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 新任の学識経験者のプロフィールをお願いする。
--	---	--

	議案第41号 行田市立図書館管理規則の一部を改正する規則について	中央公民館長 No.18は、行田市自治会連合会副会長 No.19は、行田市子ども会育成連絡協議会理事 No.21は、NPO法人子育てネット行田副代表理事である。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 図書館長 本案は、2つの法令改正に伴い、様式第1号中の文言を改正しようとするものである。「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」が令和8年6月14日から施行され、マイナンバーカードと在留カードが一体化した「特定在留カード」の運用が開始された。これにより、本規則の様式第1号中に「在留カード」の文言が記載されていることから、改正を行おうとするものである。 また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年12月に施行され、被保険者証が廃止されたことに伴い、同様式中の「保険証」の文言についても改正を行おうとするものである。 改正内容は、様式第1号（行田市立図書館利用登録申請書）の様式を全部改正しようとするものである。 様式下部の確認書類及び利用者区分欄は、職員が使用する事務処理欄である。今回のような法令改正のたびに当該欄の文言改正が必要となることから、効率的な運用を図るため、両欄を削除するものである。 また、近年、性別に関する認識が変化し、多様な性自認や性的指向が広く認知されるようになってきたことから、性別欄を削るものである。 附則の第1項は、この規則の施行期日を定めるもので、公布の日からとするものである。第2項・第3項 経過措置を定めるものである。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 レイアウトが見やすくなって良いと思う。
--	---	---

	議案第42号 行田市立図書館協議会 委員の任命について	田口委員 団体とはどのようなものか 図書館長 学校や自治会など地域の団体のことであり、団体にも貸し出しをしている。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 図書館長 本案は、行田市立図書館協議会委員の選出を依頼している団体において、当該委員を任命している役員に変更があったことから、後任委員の任命についてお諮りするものである。今回新たに任命しようとする委員は4名であり、各推薦団体は、行田市教育研究会、行田市社会教育委員会、行田市PTA連合会、行田市自治会連合会である。 任期は、図書館協議会設置条例第3条第2項ただし書の規定により、前任者の残任期間とし、令和8年7月1日から令和8年9月30日までとする。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和8年7月23日（木） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員